

東北森林管理局所蔵史料の構成と特徴

成田 雅美

はじめに

一 所蔵史料の保存状況

(一) 旧秋田営林局史料

(二) 旧青森営林局史料

二 組織・管轄地域の変遷と史料構成

三 旧秋田営林局史料の構成と特徴

(一) 近世

(二) 官林・県庁・山林事務所期(明治四〇～一九)

(三) 官林・大林区署・県庁期(明治一九～三〇)

(四) 国有林・大林区署(営林局)期(明治三〇～大正一五)

四 旧青森営林局史料の構成と特徴

(一) 近世

(二) 官林・県庁・山林事務所期(明治四〇～一九)

(三) 官林・大林区署・県庁期(明治一九～三〇)

(四) 国有林・大林区署(営林局)期(明治三〇～大正一五)

おわりに

東北森林管理局所蔵史料の構成と特徴

はじめに

わが国の国有林は、政府が森林を利用・管理する事業体として明治初期以来の歴史をもっている。しかし、近代の国有林の歴史については、ごく最近まで森林管理局の所蔵史料を用いた研究はほとんど見られなかった。森林管理局史料はかつて非公開ということもあって、一部の研究者を除き一般的には史料の存在さえも知られず、膨大な史料が未利用のまま書庫に眠っていた。これら史料は、今世紀の初めに森林管理局の組織縮小と統合のなかで散逸さらには廃棄される危険性が高くなっていた。

われわれは平成一三年(二〇〇一)から東北森林管理局所蔵史料の整理・目録カードの作成を開始した。その後の経過は、加藤衛抜・太田尚宏「国有林史料の調査と近世・近代史研究への展望」^①、および徳川林政史研究所編「国有林史料の保存と活用にむけて——全国森林管理局所蔵史料調査の全記録」^②に詳しい。この史料調査は、全国の森林管理局所蔵史料を独立行政法人国立公文書館へ移管し保存するという大きな成果をもたらすことになっ

た。平成一九年度に大量の所蔵史料が、各森林管理局から国立公文書館へ移管された。

移管史料の整理と採録は速やかに行われ、小宮山敏和「平成十九年度森林管理局移管文書」によると、移管史料点数は合計で一万七、五六一点に及び、その局別内訳は北海道一一九、東北四、三四五、関東一、六〇四、中部四、三三三、近畿中国六四八、四国三、〇七七、九州三、四三五となっている。これら史料は、現在国立公文書館つくば分館に收藏され、また史料の目録は「国立公文書館デジタルアーカイブ」で公文書として公開されており、インターネットを通じて検索することができる。

史料整理・目録作成の作業とあわせて研究成果の公表も進められている。徳川林政史研究所「研究紀要」第四〇号、第四三号所収の諸論文⁴、平成一九年五月の研究報告会「国有林史料の保存と活用にむけて」、日本農業史学会二〇〇九年度シンポジウム「国有林史料から見た新しい地域史像」の報告を取りまとめた要旨や論文などである⁵。

さて、森林管理局史料の国立公文書館への移管と「国立公文書館デジタルアーカイブ」による史料目録の公開は、われわれを取り巻く研究環境を一挙に改善し、多くの研究者が森林管理局史料を利用することが可能になった。しかし、大量な史料の全体的な構成や内容については、現在のところ明らかではない。そのため、ここでは東北森林管理局の所蔵史料を事例として、国有林史料の構成とその特徴を明らかにし、今後の史料利用に供したいと思う。なお、本稿は平成一九年五月の研究報告会に用いた私のレジュメに大幅に手を加え改題したものである。

一 所蔵史料の保存状況

東北森林管理局は、近世から現在までの長期にわたる大量の史料を所蔵していた。われわれは、そのうち主に大正末期までの史料（部に昭和期も含む）を整理し、仮目録を作成した。昭和期の史料はさらに多いが、ほとんど手をつけていない。

(一) 旧秋田営林局史料

「旧秋田営林局史料目録(仮)」は計四、八七八点、これを七つに分類して「秋田既整理歴史」七六五点、「秋田歴史的現用」六四九点、「秋田下戻・部分木・台帳」四六九点、「秋田処分・図面」二五五点、「秋田施業案」八九八点、「秋田古文書」五七一点、「秋田別置文書」一、二七一点。

このうち①「秋田歴史的現用」は、最近になって文書名・整理番号を付した現用史料で、今後も保存され史料公開されるもの、②「秋田既整理歴史」「秋田下戻・部分木・台帳」「秋田処分・図面」は、これまでロッカーや書棚に整理し大事に保存してきたもの、③「秋田施業案」は書庫に平積み放置状態にあったもの、④「秋田古文書」「秋田別置文書」は、段ボールに入れて書庫の片隅にあったもの、である。

国立公文書館つくば分館に移管されたのは、これらのうち「秋田既整理歴史」「秋田古文書」である。したがって、東北森林管理局にはまだ多くの貴重な史料が所蔵されており、史料が二箇所に分かれて保存される形となっている。

(二) 旧青森営林局史料

旧青森営林局所蔵史料の目録は、われわれが作成した「旧青森営林局史料目録(仮)」四、八一五点と、青森県史編さん室が作成した「旧青森営林局史料目録(仮) 青森県史編さん室借用分」六〇五点に分かれる。後者は、最初の調査時点で破棄処分前の状況にあつたもので、急遽青森県史編さん室に採録をお願いした。調査を進める過程で、森林管理局組織の再編があり、史料を保存していた旧青森営林局の建物は青森市に売却された。史料の保存が危ぶまれたが、平成一九年五月の時点で史料は旧診療所の一室に移され、仮目録にもとづいて配架のうえ利用に供されていた。

「旧青森営林局史料目録(仮)」四、八一五点、これを六つに分類して「青森大林区署文書」一、七八一点、「宮城大林区署文書」七三〇点、「台帳類」八五四点、「御料林文書」七一点、「計画関係書類」一、一四七点、「例規類」一三三二点、もうひとつは「旧青森営林局史料目録(仮) 青森県史編さん室借用分」六〇五点で、「施業案」二二二一点、「経営案」四〇点、「部分林」一一〇点、「委託林・保管林」一二八点、「地域施業計画」一〇六点の五つに分かれる。

つくば分館に移管された史料の点数は、旧秋田営林局史料にくらべて多いが、詳細は未確認である。

二 組織・管轄地域の変遷と史料構成

東北森林管理局は、平成一一年(一九九九)に秋田営林局と青森営林局が

東北森林管理局所蔵史料の構成と特徴

統合して設立され、青森・岩手・宮城・秋田・山形県下の広大な国有林を管理している。現在同局が所管する国有林は、図一に示したように、明治初期に官林として成立してから、大正末までに幾度かの組織改編を経ている。

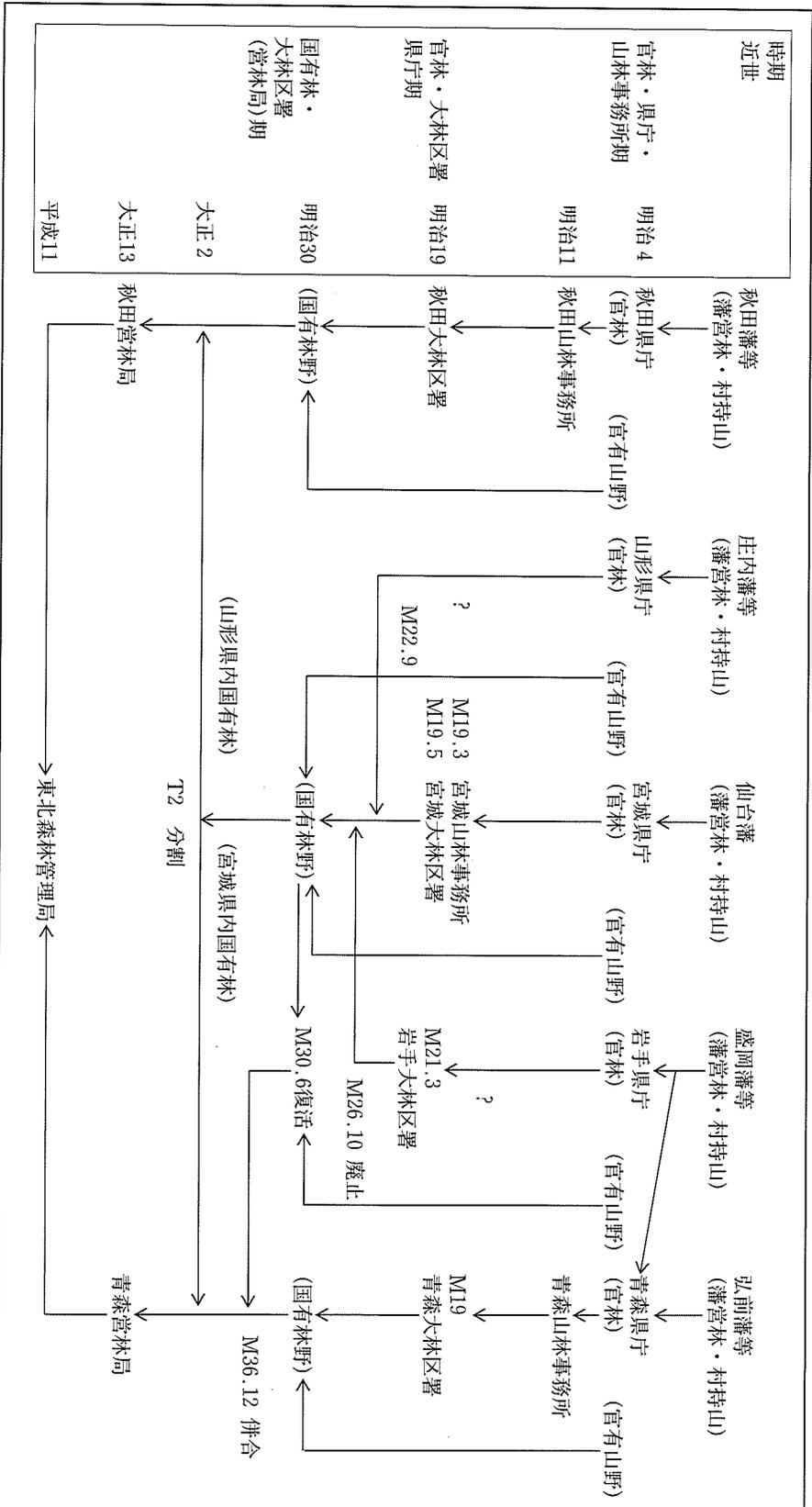
廃藩置県後、旧藩の御林は官林と呼ばれて県庁の管轄となり、官民有区別で組み入れられた官有山野も県庁の管轄下にあつた。政府は、明治一一年(一八七八)から官林の直轄化を図り、地理局出張所・山林事務所(青森・秋田は同年、宮城は一九年)を設置した。明治一九年に大小林区署制がしかれ、同年、青森・秋田・宮城大林区署が、少し遅れて岩手大林区署(二一年)が設置され、それぞれ県域一円の官林を管轄することになった。その後、宮城大林区署は同二二年に山形県下の官林を編入し、管轄下においた。

明治三〇年に森林法が公布され、官林は国有林と名称を変更し、それまで県の管轄下にあつた官有山野も政府の直轄となった。国有林野の成立である。大小林区署制はたびたび改正され、岩手大林区署は明治三六年に青森大林区署に併合された。宮城大林区署は大正二年(一九一三)に分割され、山形県内の国有林は秋田大林区署に、宮城県内の国有林は青森大林区署にそれぞれ併合された。大正一三年に営林局署官制が發布され、大林区署・小林区署は営林局・営林署と名称変更した。

なお、図一には示していないが、明治二二、二三年に明治政府は東北地方の官有山林原野の一部を御料地に編入し、その後野辺地、盛岡などに出張所を設けて管理した。敗戦後、昭和二年(一九四七)四月国有林に編入されている。

こうした組織と管轄地域の変遷を反映して、旧秋田・青森営林局史料には様々な作成者と地域に関するものが含まれている。この点を考慮したう

図一 1 旧営林局の組織変遷



注) 松波秀実『明治林業史要』大正8年、林野庁『日本林業発達史 上巻』昭和35年、青森営林局『八十年史』昭和41年、秋田営林局『80年の回顧』昭和39年参照。
 山林事務所期については、明治11年から内務省地理局出張所、明治14年から農商務省山林事務所であるが、「山林事務所」と一括した。

表一 1 東北森林管理局所蔵史料の分類概観

	旧秋田営林局 秋田	山形	旧青森営林局 宮城	岩手	青森
近世	木山方文書 賀藤家文書		御林帳 御林絵図		御沢名元帳 三戸通御山帳 山絵図
官林・ 県庁・ 山林事務所期	①本局達留 ②官林区域調査 ③部分木 ④下戻	①官林表・図 ②部分木	①宮城県引継 ②伺指令 ③部分木 ④看守人 ⑤払下	①官林帳・図	①官林帳・図 ②見継山
官林・ 大林区署・ 県庁期	①本局・省御達・例規 ②官林境界調査 ③上地官林 ④部分木 ⑤下戻 ⑥施業案 ⑦官有山林原野	①官林調査 ②部分木	①伺指令・例規 ②官林境界調査 ③部分木 ④払下・貸下	①官林台帳	①人民願伺指令 ②部分林 ③官林・官有地台帳 ④見継山
国有林・ 大林区署 (営林局)期	①本省達・例規 ②境界調査・査定 ③処分 ④委託林・部分林 ⑤下戻 ⑥訴願・訴訟 ⑦官有・国有財産関係 ⑧施業案・林道 ⑨官行造林	①境界査定 ②部分木 ③下戻 ④処分関係 ⑤地籍台帳 (~大正2年)	①例規 ②境界査定 ③部分林 ④処分 ⑤下戻 ⑥行政訴訟 ⑦林野地籍 (~大正2年)		①例規 ②境界 ③処分 ④下戻 ⑤部分林・委託林等 ⑥行政訴訟 ⑦官有・国有財産 ⑧施業案 ⑨官行造林

東北森林管理局所蔵史料の構成と特徴

注)「旧秋田営林局史料目録(仮)」 「旧青森営林局史料目録」 「旧青森営林局史料目録 青森県史編さん室借
用分」より作成。

えて、史料を極めて大まかに分類にし、分類した史料群にタイトルを付けて、それを時期別・地域別に示したのが表一1で、また、この分類に即して主な史料を掲げたのが資料一1である。
つぎに、旧秋田営林局史料、旧青森営林局史料それぞれについて、もう少し史料の構成に立ち入ってみることにする。

三 旧秋田営林局史料の構成と特徴

(一) 近世

旧藩の御林などを管理していた木山方役所の史料と絵図(木山方以来覚)「能代川上木山絵図」などがまとまって残っている。これらは明治一年に県庁から引き継いだもので、その後の官林の形成にとつて重要な基礎史料となる。もうひとつ重要なのは、昭和一〇年に旧秋田営林局が、賀藤家(幕末期に木山方の役人から購入した史料である。これは県庁引継史料と一部重複するが、賀藤景林父子の御用記や備忘録など引継史料にないものを多数を含んでいる。県庁引継史料のなかに藩営林の基本台帳である「御林帳」に相当する史料が残されていないのが特徴的で、これは明治六年の県庁火災によって消失したと言われている。

また、秋田藩以外の由利郡諸藩や庄内藩・最上藩・米沢藩などの藩営林文書もみられないが、これに係わる後年の作成史料として山林沿革調(山形県明治一四)、山形県下旧藩林制調査書類(大正六)がある。

3 官林・大林区署・県庁期

(1) 旧秋田管林局所蔵

1) 秋田大林区署

- ① 本局・省御達・例規；本局・本省御達、本省指令留、諸達綴、制規定例・例規
- ② 官林境界調査；官林境界調査(明治24)、官林境界調査関係書類(明治25～29)、官林境界実測書類(明治27)、官林境界測量施行表・同施行区域図・実測成績報告共(明治28)、決議類纂官林調査之部(明治19)、決議類纂官林雑件之部(明治19, 22, 24)、各小林区派出所官林箇所反別并木数取調書(明治21)
- ③ 上地官林；上地官林委託願綴(明治22)、秋田県ヨリ引継之分官有上地林官没山林原野図面(明治24)
- ④ 部分木；部分木台帳(明治19～21、山形・秋田)、部分木植付台帳(明治22)、部分林図面(明治22)、決議類纂部分木植立之部、同部分木伐植之部
- ⑤ 下戻；秋田県各郡の下戻申請書類(明治19～26)
- ⑥ 施業案；仮施業案(明治23)、施業案関係書類(明治28, 29)
- ⑦ 官有山林原野；秋田県各郡官有山林原野雑産物年期払下決議書(明治30, 秋田県引継)

2) 宮城大林区署・山形県分

- ① 官林調査；官林調査請書綴(明治23)
- ② 部分木；部分木書類(明治19～27)、山形小林区部内・部分木契約書(明治25)、部分林請書(明治25)、部分林拝借地契約書類(明治26)、東田川郡部分林一ヶ所限表(明治27)

(2) 旧青森管林局所蔵

1) 青森大林区署

- ① 人民願伺指令；人民願伺指令綴(明治19～29)
- ② 部分林；部分林台帳(明治21)、下北津軽部分林一箇所限調(明治26)
- ③ 官有地・官林台帳；津軽・三戸官有地台帳(明治25)、漆仕立山台帳、青森県郡別山野台帳(明治22)
- ④ 見継山；見継山一件書類(明治21)、見継部分林田山書類、見継山一ヶ所限調(明治26)、見継山貸付台帳(明治22, 23)

2) 宮城大林区署

- ① 伺指令・例規；伺指令綴(明治19～29)、例規類(明治19～29)
- ② 官林境界調査；官有地調査(明治23～29)、官私有林境界調査綴、官林実査・境界踏査・境界査定・周囲測量(明治20～30)、仙台・石巻小林区標柱台帳(明治23, 25)
- ③ 部分木；部分木植付願・部分木一件(明治22～27)
- ④ 払下・貸下；官有地払下(明治21～29)、地所払下・農商務省主管地所貸下台帳等(明治20～29)

3) 岩手大林区署

- ① 官林台帳；岩手大林区署官林台帳(明治21, 22)、岩手県郡別山野台帳(明治期)

4 国有林・大林区署(管林局)期

(1) 旧秋田管林局所蔵

1) 秋田大林区署

- ① 本省達・例規；本省達・指令・通牒、例規(明治25～大正12)
- ② 境界調査・査定；国有林境界調査関係書類(明治30～35)、境界保護に関する書類(明治42～大正2)、境界査定・周囲測量に関する書類(大正5～15)
- ③ 処分；予約払下林野払下書類(明治32, 33)、管内慣行払下調査書綴(明治34年)、要存置不要置区別・不要存置林野処分総括表等(明治32～44)、秋田県各郡の国有林野処分調査書(明治34～38)、地所貸渡使用・国有林野貸付使用に関する書類(明治34～大正12)、国有林譲与・組替・境内編入・下戻に関する書類(大正3～15)、林野の異動に関する書類(明治34～44、大正1)
- ④ 委託林・部分林；保管林委託林其他国有林保護に関する書類(明治34～大正12)、部分林に関する書類(明治34～大正12)、部分林台帳(明治30～35)
- ⑤ 下戻；秋田県各郡の下戻申請書類(明治30～43)、民有林下戻に関する書類(明治37, 38)
- ⑥ 訴願・訴訟；訴願訴訟境界査定部分林紛議其他争議に関する書類(明治29～44)、訴訟に関する書類(明治35, 36)、訴願訴訟其他争議に関する書類(大正1～14)

資料一 1 東北森林管理局所蔵の主な史料

1 近世

(1) 旧秋田官林局所蔵

旧藩・県庁引継文書；木山方以来覚、木山以来覚追加、能代木山方以来覚、武藤七太夫能代奉行被仰付候御品々伺ヶ条、木山方取扱ニ付先年被差出候御家老証拠、銅山木山方以来覚、銅山木山方旧記、能代川上木山絵図、御直山絵図、運上山絵図
賀藤家文書；山林御札控、御用記、備忘

(2) 旧青森官林局所蔵

弘前藩；御沢名元帳、田山館山見継山元帳、抱山元帳、漆仕立場所元帳、各組林場炭焼元帳
津軽一円山沢図
盛岡藩；三戸通御山帳、三戸通御代官所惣御山木数改書上帳、五戸御代官所御山帳、野辺地通御代官所惣山並立木数改書上帳、北郡二百八ヶ所山絵図
仙台藩；御林帳、御林毛上調帳、御林御絵図

2 官林・県庁・山林事務所

(1) 旧秋田官林局所蔵

1) 秋田県・秋田山林事務所

①本局達留；本局御達綴、規則書類
②官林区域調査；決議類纂官林調査(明治14,15,16,17,19)、同雑件(明治16,17,18)、官林境界踏査書類(明治14)、秋田県鹿角郡取分官林簿・秋田県各郡の官林台帳・官林帳(明治9)、山林原野取調帳(明治10)、山林原野其他原由取調書(明治11、写)、各郡の官林立界帳、官有地沿革書、官林区域調査請書綴、林相地秋田県より引受書類
官林調査野絵図、官有地図面、官林調査図、社寺上地官林図面、等内員外風致官林図絵、秋田県各郡一二三等禁伐神社上地員外官林図面(明治9,10)
薪炭輪伐図、薪炭輪伐台帳・薪炭山輪伐区取調概表、能代川上官林輪伐区域一覽概表
③部分木；部分木植付願書綴(明治11,12)、部分木伐採願等綴込(明治12)、決議類纂部分木之部・取分林之部、部分木台帳(明治15~19)、官林部内植立調査図、取分林図(明治10)、取分林証書(明治11)、取分官林帳(明治12)
④下戻；秋田県各郡の下戻申請書類(明治10~18)

2) 山形県

①官林表・図；官林事務裁決留(明治8、置賜県)、山形県各郡の官林表(明治14~18)、官林調査差出調書(明治12,14,15,18)、官林調査綴(明治14)、官林調査請書綴(明治19)、官林反別木数調・飽海郡(明治15)、官林反別帳西田川郡(明治19)、東・南置賜郡官林調査差出図(明治16)、各郡の官林図絵(明治14~17)
②部分木；部分木書類(明治11~19)、部分木台帳(明治11~19)

(2) 旧青森官林局所蔵

1) 青森県

①官林帳・図；山林原野等実地丈量番繰野帳(明治9,10)、地租改正関係絵図面、北・三戸・津軽郡官林帳(明治9)、津軽・三戸一等等二等三等官林台帳(明治9)、津軽禁伐林台帳(明治9)、社寺境外上地官林帳、員外林台帳(明治9)、青森県一等官林絵図、岩手県・宮城県社寺境内外処分(明治5,8)、社寺境内絵図(明治7)
②見継山；取分林試植林箇所取調帳(明治7、写)、津軽各郡・仕立見継山試植林野帳(明治17)

2) 岩手県

①官林帳・図；陸中国各郡官林帳(明治15~20)、岩手県陸中国紫波郡官林図(岩手・和賀郡官林図合綴)

3) 宮城県

①宮城県引継；宮城県引継書類(明治7~19)
②伺指令；布告達写・指令・願伺指令(明治5~10)、諸省寮等往復・官省伺・諸省局府県往復綴・願伺綴・人民伺綴(明治11~19)、官省指令綴(明治16,17)
③部分木；部分木植付願・部分木一件(明治11~14)
④看守人；山林係員・官林看守人(明治8~18)
⑤払下；還禄土族地所払下(明治8~19)、官林払下(明治8,9)、官有地払下(明治11~14)

資料一(続き)

- ⑦官有・国有財産関係；官有山林仮台帳・官有原野仮台帳(明治32)、官有財産関係書類(明治36～大正8)、官有財産関係書類(大正5～11)、国有財産関係書類(大正11～15)、国有林地籍に関する書類(大正3～15・山形)、秋田県各郡国有林野地籍台帳
- ⑧施業案・林道；施業案関係書類(明治34～大正15)、林道・軌道・貯木場用地関係書類(明治36～大正15)
- ⑨官行造林；公有林野官行造林案編成に関する書類(大正12～15)

2)宮城大林区署・山形県分

- ①境界査定；境界査定関係書類(明治35～44)
- ②部分木；部分木書類(明治30～44)、部分木台帳(明治30～35)
- ③下戻；山形県各郡の下戻申請書類(明治30～33)
- ④処分関係；存廃区別再調査表(明治35,36) 山形県各郡要存置国有林野地籍台帳補助簿、売払処分調査書(明治42)、無願開墾処分調査書(明治39,40,44)
- ⑤地籍台帳；国有林地籍台帳(明治44)、山形県各郡国有林野地籍台帳、登記嘱託に関する書類(明治37,38,40,41,42)

(2)旧青森営林局所蔵

1)青森大林区署

- ①例規；例規類(明治32～昭和37)
- ②境界；標柱台帳(明治23～44,青森・岩手・宮城)、国有林境界査定成績表綴(明治35)
- ③処分；不要存置書類(大正3,6)、要存置国有森林地籍調査(明治・大正期)、要存置国有林野総括表・不要存置国有林野総括表(青森岩手宮城県市郡別、大正13)、無願開墾処分(明治40)、予約開墾処分(明治40～大正13)、開墾適地実測図(大正期)、国有林野予約開墾払下台帳(明治43,大正10～12)、国有林野年期貸付台帳(明治34～43)
- ④下戻；下戻申請個所調綴(明治33)、下戻申請箇所別調(明治33)
- ⑤部分林・委託林等；部分木仕付調及山林帳引継書類(大正14、写)、見継山試植林払下書類(明治31)、屏風山台帳(明治30) 部分林書類(大正4～大正9)、部分林委託林保管林書類(明治40～大正2)、委託林保管林書類(大正5年～昭和26)、官地民木林台帳(明治41,42)、部分林台帳(青森県各郡、大正4)、部分林台帳(青森・岩手・宮城各郡、明治期)
- ⑥行政訴訟；国有林野下戻行政訴訟判決記録(青森県・岩手県、明治33,35)
- ⑦官有財産・国有財産；官有財産書類(明治40～大正2 県編)、国有財産書類(昭和28～37)、国有林野地籍に関する書類(大正4～10)、国有森林地籍台帳(青森岩手、明治43、大正期)、国有原野地籍台帳(青森・岩手・宮城各小林区署)
- ⑧施業案；施業案説明書(明治34～大正15、青森・岩手・宮城)、施業案に関する書類(明治40～大正15)
- ⑨官行造林；公有林野官行造林案説明書

2)宮城大林区署

- ①例規；例規・達訓示通牒等(明治30～大正1)
- ②境界査定；境界査定・実測に関する書類(明治30～大正1)
- ③部分林；部分林委託林保管林に関する書類(明治33～大正1)
- ④処分；林野処分・不要存置・林野売払譲与組替・森林原野交換組替譲与(明治30～大正1)、社寺境内編入(明治33～大正1)
- ⑤下戻；国有林野立木竹下戻書類(明治40～大正1)
- ⑥行政訴訟；国有林野下戻行政訴訟裁判記録(明治32)
- ⑦林野地籍；林野地籍に関する書類(明治32～大正1)

3)福島大林区署

例規、本省達通牒綴、官林境界査定・測量(明治30～39)

4)帝室林野局

御料林台帳、御料林境界図、御料地境界簿、御料地代価調査書(大正期・昭和戦前期)

(二) 官林・県庁・山林事務所期(明治四〇～一九)

〔秋田県・秋田山林事務所〕この時期は、県庁が官林を管理した明治一年までと内務省による官林直轄以降の時期に分かれ、所蔵文書は県庁作成のものと同山林事務所作成のものがあるが、ここではそれらを一括している。史料は①本局達留、②官林区調査、③部分木、④下戻の四つに大きく分けることができる。①は本局御達留や規則などの書類であり、この期以降もほぼ継続して残っている。②は山林原野の地租改正、官民有区別に係わるもので、「官林調査仮条例」(明治九年三月)にもとづき官林帳、官林図面、官林立界帳などが作成されたと思われる。官林区調査のなかには県庁文書が含まれている。③は旧藩時代からの植立林(部分林)、取分林に関するものである。「部分木仕付条例」(明治一二年三月)は、部分木を官有山野の貸渡と規定し、運上山の植立林や鹿角郡の取分林を官林に組み入れた。これも官民有区別と深く関連している。④これは後に編纂された書類であるが、地租改正・官民有区別の実施過程から下戻の申請がみられる。

〔山形県〕大正二年に宮城大林区署から引き継いだものである。史料は

①官林調査関係の綴りや絵図と②の部分木関係書類がまとまっている。官林調査の開始と部分木の官林編入は一体的に行われており、明治政府の部分木重視には改めて注目を要する。

(三) 官林・大林区署・県庁期(明治一九～三〇)

〔秋田大林区署〕この期の史料は、①本局・省御達・例規、②官林境界

東北森林管理局所蔵史料の構成と特徴

調査、③土地官林、④部分木、⑤下戻、⑥施業案、⑦官有山林原野に分かれる。

②は、明治二三年一〇月の官林境界踏査内規によって境界が不分明で隣接地主と争いのある箇所について境界線の確定をおこない界標を設けた官林境界調査に係わるものである。前期の官林区調査に関する史料とともに、他の地域と比べて史料がよく残っている。③は、明治一七年の社寺上地官林委託規則に係わる委託林制度の史料である。⑤は、明治二三年から下戻伺いの提出が許可されているが、秋田県の場合、明治一〇年から下戻申請書類がみられる。⑥は、明治二三年の「官林仮施業案編製ノ件」によって初めて作成された森林の仮施業案に係るものである。⑦は、秋田県からの引き継ぎ史料で、官有山野の中央直轄化にともなう史料である。

〔宮城大林区署・山形県分〕①官林調査、②部分林関係が一部残っている。

(四) 国有林・大林区署(営林局)期(明治三〇～大正一五)

〔秋田大林区署〕この時期の史料は、①本省達・例規、②境界調査・査定、③処分、④委託林・部分林、⑤下戻、⑥訴願・訴訟、⑦官有・国有財産、⑧施業案・林道、⑨官行造林に区分することができる。

②③④は、国有林野法(明治三二)が規定する境界査定、組替・売払・譲与・貸付の処分、委託林、部分林などに係わるもので、また同三二年にはじまる国有林野特別経営事業とも関連する史料である。⑤は、国有土地森林原野下戻法(明治三二)に関連するもので、明治三二、三三年を中心に下戻申請書類が大量に残されている。明治一〇年から四三年まで大量のまとまった史料群となっている。⑥の訴願・訴訟・紛議に関する史料の多さも、

所蔵史料の特徴である。⑦は台帳等で、明治三五年から地籍台帳、三九年から各種台帳の整備が行われており、これに關係するものである。⑧は施業案編成事業に關するもので、各事業区の施業案説明書が大量にあり、施業経過を知ることができ、これまでも森林施業史研究の基礎史料として利用されているが、施業案の編成・改訂時に地域の社会経済的な調査を実施しており地域史料としても重要である。⑨は特別経営事業の終了と相前後してはじまる公有林野の官行造林に關する史料で、地元町村の入会林野の整理と關係する。

〔宮城大林区署・山形県分〕①②③④⑤と大正二年合併時までの基本史料が残っている。

四 旧青森営林局史料の構成と特徴

(一) 近世

弘前藩、盛岡藩、仙台藩の御林帳、絵図などが継承されており、とくに弘前藩と仙台藩の御林帳が充実しているようである。旧青森大林区署は明治四三年に火災に遭い史料を消失しているので、史料継承の問題がある。

青森営林局は大正一四年から昭和四年にかけて史料を収集・筆写しているが、近世については旧津軽藩林政調査書、旧仙台藩山林例規、旧仙台藩処分抜粋、山林要略上中下、田名部檜山御林制書抜、正徳二年ヨリ被仰出御山留謄本、山方留帳、下北郡檜山ノ履歷情状、旧盛岡藩七棚仕様委細書などの史料がある。これらは『日本林制史資料』の編纂時に調査・筆写したものである。

(二) 官林・県庁・山林事務所期(明治四〜一九)

青森県には明治一一年七月に地理局青森出張所が設けられている。先に示した事情から、この期の史料は少ないが、残された史料は①官林帳・図②見継山の二つに区分される。見継山は弘前藩に特有の制度でその継承が重視されている。中央省庁への伺・達や規則など史料はなく、また官林区調査の経過・結果に關するものもみられない。その他、この時期に係わるものとして大正末から昭和初期に作成されたカーボン写史料と、昭和四一年作成の「青森県明治林政史資料」がある。

岩手県の各郡官林帳がまとまっている。秋田・青森県に比べ岩手・山形県の官林帳の作成時期は少し遅いようである。後年作成のものとして「岩手県明治林政史資料」(昭和四一年)がある。

宮城県関連では、明治一九年までの史料は宮城県庁作成のもので、史料は、①宮城県引継、②伺指令、③部分木、④看守人、⑤払下の五つに分かれる。この時期の宮城県史料は、比較的数量多く残されている。山林局直轄化が遅れたこともあってか山林係員・官林看守人の史料がまとまって残っているのも特徴的である。この他に官林諸調査、官林編入、官林組替などの史料もある。また後年作成のものとして「宮城県明治林政史資料」(昭和四一年)がある。

(三) 官林・大林区署・県庁期(明治一九〜三〇)

〔青森大林区署〕この期も史料数は多くないが、①人民願伺指令綴、④見継山関連が比較的まとまっており、とくに見継山関連史料は前期に引き

続き多く、また屏風山関係の史料もある。

〔宮城大林区署〕①伺指令・例規、②官林境界調査、③部分木、④払下・賃下と、この期の基本的な史料がまとまって残っており、また官林境界調査関係の史料がこの時期からみられる。

岩手大林区署は存続期間が短いこともあってか、残存史料は少なく、官林台帳など台帳類に限られる。

(四) 国有林・大林区署(営林局)期(明治三〇—大正一五)

〔青森大林区署〕この期に入ると史料数は格段に多くなる。火災以降の史料は①例規、②境界、③処分、④下戻、⑤部分林・委託林等、⑥行政訴訟、⑦官有財産・国有財産、⑧施業案、⑨官行造林など、旧秋田営林局と同様の項目で多数みられる。

〔宮城大林区署〕宮城大林区署が作成した大正二年までの宮城・岩手県内国有林に係わるもので、青森大林区署が引き継いだ史料である。史料構成は、青森署とほぼ同じである。

〔福島大林区署〕数は少ないが明治三〇年から三九年にかけて福島大林区署の例規、本省達通牒綴、官林境界査定・測量などが引き継がれている。〔帝室林野局〕史料は帝室林野局の野辺地・盛岡・遠野出張所のもので、東北地方の御料林史料として貴重なものである。敗戦後に旧青森営林局へ持ち込まれたものである。

おわりに

最後に、史料構成の特徴を簡単にまとめ、今後の課題についていくつか触れておこう。

近世の藩営林関係史料とくに藩営林の絵図や御林帳などは、明治初期に官林形成の根拠とされる重要な史料であるが、その継承には地域的に差異がみられる。明治六年の秋田県庁の火災、明治四三年の青森大林区署火災の影響が大きいと思われるが、後に関連史料の収集・筆写により史料の不足を補っている。これまで近世林業史研究の多くは、幕府・諸藩の御林に関する研究であるが、国有林の所蔵する近世史料が公開されることにより、藩営林の研究がより一層深化すると思われる。山絵図に関する研究には興味をひかれる。また、官林・国有林形成の基礎史料という視点から、これを近代につなげて検討する必要がある。

保存されてきた近代史料の主な内容は、本省達・規則、官林の形成、官林・国有林の管理、森林管理・施業に係わるものである。しかし、組織改編や火災により史料の残存状況に差異が見られ、とくに明治初年から明治四〇年代初めまでについては、秋田県と宮城県関係の史料がまとまって残っている。官林の形成については、県庁の所蔵文書などを併せて検討することにより藩営林の継承と制度的断絶の諸側面を知ることができる。旧藩営林の還祿士族への払下に関する実態の解明も明治初期の課題である。境界確定・測量、部分林・委託林・社寺保管林の形成過程、下戻と行政訴訟など、官林・国有林の管理の具体的な様相を明らかにすることが可能である。森林管理・施業については、旧藩技術の継承と断絶(ドイツ林学の地域

への適用による(5)の両面からの検討が必要となろう。

国有林史料は地元自治体や住民の生活に深く結びついており、地域史料としても優れた史料群である。旧藩管林の入会利用に遡る国有林入会や地元利用を巡る官林・国有林と地元住民の様々な関係の変遷を具体的に知ることが出来る。鉱山との関係も近世以来のことであるが、近代における鉱山の急速な拡大と国有林の関係も重要で、これを環境史の側面からみると現代的な課題と結びつく。国有林が所在する各地域の明治末から昭和前期にかけての社会経済調査としての性格を備える史料も含まれており、それらの整理も必要となろう。

本文中で触れたように、森林管理局史料のすべてが国立公文書館へ移管されたわけではない。各森林管理局の史料利用に際して確認が必要である。

註

(1) 加藤衛弘・太田尚宏「国有林史料の調査と近世・近代史研究への展望」(徳川林政史研究所「研究紀要」第四〇号、二〇〇六年三月)。

(2) 徳川林政史研究所編「国有林史料の保存と活用」にむけて―全国森林管理局所蔵史料調査の全記録―(徳川林政史研究所「研究紀要」第四二号、二〇〇八年三月)。同論文には「全国森林管理局所蔵史料調査の取り組み」と平成一九年五月に東京大学農学部で開催された研究報告会の要旨が掲載されている。

(3) 小宮山敏和「平成十九年度 森林管理局移管文書」(「北の丸」第四二号、二〇〇九年一月)。

(4) 徳川林政史研究所「研究紀要」第四〇号、平成一八年三月の所収論文は、太田尚宏「中部森林管理局所蔵史料調査の記録」、太田尚宏「内務省直轄官林における樹実採取活動について」、山崎久登「明治前期長野県における入林鑑札について」、坂本達彦「明治前期における森林監守人の活動」、田原昇「近代木曽林業と第二回内国勸業博覧会」。「同」第四三号、平成二二年三月の所収論文は、脇野

博「秋田藩林政と森林資源保続の限界」である。

(5) 平成一九年五月の研究報告会「国有林史料の保存と活用」にむけて」の報告者と報告タイトルは次のとおりである。加藤衛弘「国有林史料の保存経緯と所在調査」、成田雅美「官林の直轄化と秋田県」、田原昇「御料林の形成・展開と木曽地方」、太田尚宏「九州森林管理局調査と所蔵史料の特徴」。

日本農業史学会二〇〇九年度シンポジウム「国有林史料から見た新しい地域史像」における報告は、『農業史研究』第四四号、平成二二年三月に掲載されている次の諸論文である。浪川健治「国有林史料」が切り開く新しい地域史」、田原昇「享保度林・新立林と私林・民有林の形成―木曽官民有区分の一側面」、高橋伸拓「美濃国における木材資源の管理と利用―弘化期「御林帳」を素材として」、脇野博「青森県下の国有林経営と地域社会」、金谷千亜紀「盛岡藩領五戸通における御山支配と山林利用」。

その他に、旧青森管林局史料を利用した最近の論文として、赤池慎吾「青森県津軽地方における官地民木の史的展開過程」(『東京大学農学部演習林報告』第一二二号、二〇〇九年)がある。

(6) 農商務省の公文書保存期限は、明治二二年の「農商務省文書保存規則改正」(明治二二年一月二八日農商務省制定)によると第一類無期限(後来ノ例規徴証トナルヘキ文書)、第二類「第一類ニ属セサル文書」の二類に区分されるに過ぎない。明治二五年に農商務省処務規程が制定され、公文書の保存期間は第一類永久保存、第二類三〇ヶ年保存、第三類五ヶ年保存、第四類一ヶ年保存の四類に区分される(農商務省編「処務提要」上巻、明治二七年)。永久保存の文書は「内閣令達、閣議提出、省令訓令告示其他新規制定ニ関シ例規徴証ニ備フヘキモノ」である。この規程はその後幾度か改正され、昭和三年に廃止となる。

大林区署の公文書保存期限に関する規程は、明治三二年一月の「林区署公文書保存期限ノ件」(戊第二六四号達)が最初のものである。これによると、林区署公文書は第一類永久保存、第二類三〇ヶ年保存、第三類一〇ヶ年保存、第四類五ヶ年、第五類一ヶ年の五類に区別され、細目の部分および編纂方法等は大林区署長が定めることになっている。第一類永久保存は「本省令達、訓示、境界図簿、施業案其他例規又ハ徴証ニ備フヘキモノ」で、境界図簿と施業案が林区署に特有

の文書であろう。(農商務省編『農商務法令輯覧』明治四四年)

この達の後と思われるが、秋田大林区署監理課は「記録書類目録簿」を編纂している。これには編纂年月が標記されていないが、内容を検討すると明治七年から三〇年までの書類が含まれ、それらの保存と処分が記載されている。書類は一点ずつ一類から五類に区別されており、「林区署公文書保存期限ノ件」に基づく保存期限の分類であることを示している。永久保存以外の四類から五類には廃棄印が押されており、三二年の達を契機としてそれまで保存してきた書類の多くが

廃棄されている。

その後、旧秋田営林局は大正一五年に「自明治七年至大正十五年 編纂書類目録簿」を編纂する。書類目録の記載は、永久保存の書類と保存期限のある書類に大別され、前者には明治七年から大正一五年までの記載があり、後者については明治三〇年から記載が始まり書類それぞれに廃棄年月が記されている。

われわれが採録した明治期・大正期の旧秋田営林局所蔵史料の多くは、このようにして永久保存とされてきたものである。

